

和泉市工事請負代金の債権譲渡承諾に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 本要領は、和泉市（以下「発注者」という。）と建設工事の請負契約を締結している請負者（以下「請負者」という。）が、平成11年1月28日付け建設省経振発第8号通知に規定された「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度（下請セーフティネット債務保証事業）」（以下「下請セーフティネット債務保証事業」という。）又は平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号通知に規定された「地域建設業経営強化融資制度」を利用する場合における、工事請負契約書第5条第1項ただし書に基づく譲渡承諾手続に関し必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 債権譲渡の対象となる工事は、次に掲げるものを除く、市が発注する請負代金額が和泉市財務規則（昭和39年和泉市規則第12号）第97条の2第1号の金額を超える建設工事とする。

(1) 債務負担行為及び歳出予算の繰り越し等工期が複数年度にわたる工事。ただし、次に掲げる工事を除く。

ア 債務負担行為等の最終年度に係る工事であり、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

イ 前年度から繰り越された工事であり、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

ウ 債務負担行為等又は繰り越し工事であって、債権譲渡の承認申請時点において、次年度に工事末を迎え、かつ、残工事が1年未満の工事。この場合においては、債権譲渡は一括して行うこととし、年度毎の分割譲渡は認めないものとする。

(2) 履行保証を付したもののうち、発注者が役務的保証を必要とする工事

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（第167条の13で準用する場合を含む）に基づく低入札価格調査の対象となった者と契約した工事

(4) 前3号に掲げるもののほか、請負者の施工する能力に疑義が生じているなど、発注者が債権譲渡の承諾に不適当な事由があると認める工事

(債権譲渡の範囲)

第3条 譲渡される債権は、当該請負工事が完成した場合において、工事請負契約書に定められた検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から既に支払いをした前払金、中間前払金及び部分払金並びに工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。ただし、工事請負契約が解除された場合においては、工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から既に支払いをした前払金、中間前払金及び部分払金並びに工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額のうち、工事履行保証契約等により確保されなかった金額を控除した額の全額とする。

2 工事請負契約の内容に変更が生じた場合の譲渡される債権は、工事請負代金額の増減に連動して債権譲渡額も増減するものとする。

(債権譲渡先)

第4条 債権譲渡先は、事業協同組合等（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）又は一般財団法人

建設業振興基金（以下「振興基金」という。）が被保証者として適当と認める民間事業者であって、請負業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。

（債権譲渡を承諾する時点）

第5条 債権譲渡を承諾する時点としては、次のとおりとする。

- （1）下請セーフティネット債務保証事業については、当該工事の出来高が、前払いのなされた金額以上に到達したと認められる日以降とする。ただし、前払いのなされない工事にあつては、この限りでない。
- （2）地域建設業経営強化融資制度については、当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とし、この出来高の確認は発注者が、請負人から提出させた月別の工事進捗率を記した簡易な工事履行報告書（様式第6号）により行うこととする。

（融資時の出来高確認）

第6条 債権譲渡契約の締結や融資審査手続等において出来高確認が必要な場合は、債権譲受人が当該出来高確認を行うものとする。

- 2 前項による出来高確認を行うに当たり現場確認の必要がある場合には、債権譲受人は、工事出来高確認協力依頼書（様式第4号）を提出するものとする。
- 3 前項の工事出来高確認協力依頼書の提出があつた場合は、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを承認する。

（債権譲渡の承諾申請）

第7条 当該融資制度を利用しようとする請負者は、下請セーフティネット債務保証事業又は地域建設業経営強化融資制度のいずれか一つのみを選択し、債権譲渡先との間に、選択した制度にかかる発注者の債権譲渡の承諾があつたことを停止条件とする債権譲渡契約を締結するものとする。

2 債権譲渡の承諾申請に際しては、債権譲渡人と債権譲受人が共同して次の書類を提出するものとする。なお、書類の提出は当該請負契約の担当部署に提出するものとする。

（1）債権譲渡承諾依頼書 3通

- ア 下請セーフティネット債務保証事業を選択する場合 様式第1-1号
- イ 地域建設業経営強化融資制度を選択する場合 様式第2-1号

（2）締結済の債権譲渡契約証書の写し 1通

- ア 下請セーフティネット債務保証事業を選択する場合 公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度に係る事務取扱について（平成14年12月18日付け国官会第1812号国地契第61号、国官技第230号、国営計第138号。以下「下請セーフティネット融資制度事務」という。）記6（2）に定める様式3-①又は様式3-②に準じたもの。なお、国土交通省において当該通知が改正された場合、改正後の通知に基づくものとする。
- イ 地域建設業経営強化融資制度を選択する場合 地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱について（平成20年10月17日付け国官会第1255号、国地契第34号、国営計第61号。以下、「地域建設業経営強化融資制度事務取扱」という。）記6（2）に定める様式3に順じたもの。なお、国土交通省において当該通知が改正された場合、改正後の通知に基づくものとする。

（3）発行日から3ヶ月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書（原本） 各1通

(4) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの 1通
(約款等の写しを添付の上、該当する条項を朱線等で明示しておくこと。)

(5) 振興基金が発行する債務保証承諾書(根保証用)の写し 1通

3 前項第1号の債権譲渡承諾依頼書に代えて本書の内容を記録した電磁的記録を作成する場合、同項第3号の書類の提出は不要とし、債権譲渡承諾依頼書は当事者電子署名の上、各自が当該電磁的記録を保有するものとする。

4 第2項の債権譲渡承諾依頼書等の提出期限は、当該工事請負契約の履行期間末日の2週間前までとする。

(債権譲渡の承諾基準)

第8条 債権譲渡は、前条第2項に規定する債権譲渡承諾依頼書について、次の各号に示す内容が確認された場合に承諾するものとする。

(1) 必要事項の全てが記載されていること。

(2) 請負者・譲受人の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び印が、工事請負契約書と一致していること。

(3) 譲受人の所在地、名称、代表者及び印が、印鑑証明書及び振興基金が発行する債務保証承諾書(根保証用)の写しに記載されている被保証者名と一致していること。

(4) 契約締結日、工事名、工事場所、工期に誤りがなく、かつ本要領第2条に定める対象工事であること。

(5) 請負代金額並びに支払済の前払金額、中間前払金額及び部分払金額に誤りがなく、債権譲渡額(申請時点)が、請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる債権金額と一致していること。

(6) 当該工事請負契約が解除されていないこと又は工事請負契約書に該当する発注者の解除に該当する恐れがないこと。

(債権譲渡の承諾)

第9条 債権譲渡の承諾は、第7条に基づく適正な債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後、前条の事項を確認した上で承諾を決定した場合は、債権譲渡承諾書を債権譲渡人及び債権譲受人にそれぞれ1通を交付する(本書の内容を記録した電磁的記録を作成する場合、当事者電子署名の上、各自が当該電磁的記録を保有する)ことにより行う。

2 前項の交付は、債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後、概ね2週間以内に遅滞なく行うものとする。

3 債権譲渡を承諾した場合は、直ちに債権譲渡整理簿(様式第5号)に記載する。

(債権譲渡の不承諾)

第10条 本要領第7条に定める適正な債権譲渡承諾依頼書等の提出がない場合又は本要領第8条に基づく必要な確認ができない場合には、債権譲渡の承諾は行わない。

2 前項の場合には、速やかに、債権譲渡人及び債権譲受人に承諾しない理由を付した債権譲渡不承諾通知書(様式第3号)を交付するものとする。

(請負代金等の請求)

第11条 債権譲受人は、工事請負契約書に定められた検査等の所定の手続きを経て、部分払金及び請負代金（以下「請負代金等」という。）の額が確定した場合に限り、譲り受けた工事代金債権の範囲内で、支払を請求することができる。なお、債権譲渡承諾後は、債権譲渡人は請負代金等、前払金及び中間前払金の請求をすることができない。

2 債権譲受人が、工事請負契約書に基づき確定した請負代金等の支払いを請求するときは、工事請負代金請求書を提出するものとする。

(様式類の整備)

第12条 保証事業を実施するに当たって必要な事業協同組合等における取扱や契約書その他の様式類等で本要領に定めのないもの(事業協同組合内部の処理を定めた内規(民間会社の場合は定款等)、出来高確認、債権譲渡契約書、金銭消費貸借契約書、支払状況、支払計画書、下請負人の受益の意思表示書、債務保証委託書、債務保証協議書、債務保証承諾書等)は、保証事業の監督庁や振興基金が定め、又は当該事業協同組合等が、当該事業協同組合等の監督庁、保証事業の監督庁あるいは振興基金等と協議の上、必要な手続きを経て定めることとなる。

(不正時の対応)

第13条 保証事業の監督庁、事業協同組合等の監督庁、振興基金又は捜査機関等が、請負人や事業協同組合等が保証事業に関し不正を行ったと認めたときは、本要領第4条の規定にかかわらず、発注者は、当該不正を行った請負者又は事業協同組合等を債権譲渡人又は債権譲受人の対象から除外するものとする。

2 請負者や事業協同組合等が発注者に提出した書面が明らかに偽造・改ざん等がなされた不正なものであったときは、発注者は、保証事業の監督庁、事業協同組合等の監督庁及び振興基金及び捜査機関にその事実を通報するものとする。

附則

1 この要領は、平成21年9月1日から施行する。

2 この要領のうち、地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱は、令和8年3月31日までの間に限り行うものとする。

附則(平成23年1月26日)

この要領は、令達の日から施行する。

附則(平成24年1月26日)

この要領は、令達の日から施行する。

附則(平成25年3月27日)

この要領は、令達の日から施行する。

附則(平成26年3月6日)

この要領は、令達の日から施行する。

附則(平成27年3月18日)

この要領は、令達の日から施行する。

附則(平成28年3月31日)

この要領は、令達の日から施行する。

附則（平成29年4月1日）

この要領は、令達の日から施行する。

附則（令和2年1月6日）

この要領は、令達の日から施行する。

附則（令和3年3月31日）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則（令和8年1月26日）

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要領による改正後の和泉市工事請負代金の債権譲渡承諾に関する事務取扱要領の規定は、令和8年3月31日以前に契約を締結した工事についても適用する。

(様式第1号)

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

和泉市長 あて

請負者 所在地
(譲渡人) 商号又は名称
代表者職氏名 実印

譲受人 所在地
名称
代表者職氏名 実印

(担当者) 職・氏名
TEL

請負者(以下「譲渡人」という。)と (以下「譲受人」という。)は、平成11年1月28日付け建設省経振発第8号通知に規定された「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度(下請セーフティネット債務保証事業)」(以下「下請セーフティネット債務保証事業」という。)を利用するために、譲渡人と譲受人の間で締結した

年 月 日付けの債権譲渡契約証書に基づき、譲渡人が貴殿に対して有する下記の工事請負代金債権を、下記の内容により譲渡人から譲受人に譲渡することにつき、工事請負契約書第5条第1項ただし書きに規定する承諾をいただきますよう依頼します。

なお、建設工事請負契約書第45条に規定する「契約不適合責任」は、当然のことながら譲渡人に留保されていることを申し添えます。

記

1 譲渡対象債権

譲渡される譲渡人の請負代金債権は、本件請負工事が完成した場合には、本件工事請負契約書第32条第2項の検査に合格し引渡した出来形部分に相応する請負代金額から、既に支払いを受けた前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額の全額とします。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合には、本件工事請負契約書第56条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡した出来形部分の相応する請負代金額から、既に支払いを受けた前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額の全額とします。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、(5)及び(9)の金額は変更契約後の金額とします。

(1) 工事名

(2) 契約締結日 年 月 日

(3) 工事場所

(4) 工期 年 月 日から 年 月 日まで

(5) 請負代金額 金 円

(ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による)

(6) 支払済前払金額 金 円

(7) 支払済中間前払金額 金 円

(8) 支払済部分払額 金 円

(9) 債権譲渡額 金 円〔 年 月 日現在見込額〕

((9) = (5) - (6) - (7) - (8)) (ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による)

(様式第2号)

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

和泉市長 あて

請負者 所在地
(譲渡人) 商号又は名称
代表者職氏名 実印

譲受人 所在地
名称
代表者職氏名 実印

(担当者) 職・氏名
TEL

請負者(以下「譲渡人」という。)と (以下「譲受人」という。)は、平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号通達に規定された「地域建設業経営強化融資制度」を利用するために、譲渡人と譲受人の間で締結した
年 月 日付けの債権譲渡契約証書に基づき、譲渡人が貴殿に対して有する下記の工事請負代金債権を、下記の内容により譲渡人から譲受人に譲渡することにつき、工事請負契約書第5条第1項ただし書きに規定する承諾をいただきますよう依頼します。

譲受人においては、本譲渡債権を担保として、譲渡人に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、建設工事請負契約書第45条に規定する「契約不適合責任」は、当然のことながら譲渡人に留保されていることを申し添えます。

記

1 譲渡対象債権

譲渡される譲渡人の請負代金債権は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書第32条第2項の検査に合格し引渡した出来形部分に相応する請負代金額から、既に支払いを受けた前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額の全額とします。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第56条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡した出来形部分の相応する請負代金額から、既に支払いを受けた前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額の全額とします。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、(5)及び(9)の金額は変更契約後の金額とします。

(1) 工事名

(2) 契約締結日 年 月 日

(3) 工事場所

(4) 工期 年 月 日から 年 月 日まで

(5) 請負代金額 金 円

(ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による)

(6) 支払済前払金額 金 円

(7) 支払済中間前払金額 金 円

(8) 支払済部分払額 金 円

(9) 債権譲渡額 金 円〔 年 月 日現在見込額〕

((9) = (5) - (6) - (7) - (8)) (ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による)

(様式第3号)

債権譲渡不承諾通知書

第 号

年 月 日

請負者（譲渡人）

譲受人

御 中

和泉市長

印

年 月 日に提出された下記1記載の工事に係る債権譲渡承諾依頼については、
下記2記載の理由により承諾できません。

記

1 (1)工 事 名

(2)契約締結日

年 月 日

2 承諾しない理由

(様式第4号)

工事出来高確認協力依頼書

年 月 日

和泉市長 あて

所在地

名称

代表者職氏名

実印

下記工事について、「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度（下請セーフティネット債務保証事業）」又は「地域建設業経営強化融資制度」による融資を予定しており、同工事の出来高を確認する必要があります。

つきましては、同工事の出来高確認について工事現場の立ち入りについて協力いただきますようお願いいたします。

記

1 工事名

2 施工場所

3 施工者名

4 現場立入り希望日時 年 月 日 時 分から 時 分

5 連絡先 TEL

担当者氏名

